

# 用語の解説

## 人 口

国勢調査における人口は、調査年の 10 月 1 日午前零時において、調査の地域内に常住している者を調査した「常住人口」である。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 年 齢

年齢は、平成 17 年 9 月 30 日現在による満年齢である。なお、平成 17 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

## 常住地

常住地とは、各人が常住する場所をいう。ここで「常住する」とは、同一の場所に 3 か月以上にわたって住んでいるか、あるいは 3 か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

## 従業地

従業地とは、就業者が従業している場所をいい、次のとおり区分した。

**自区で従業**—従業先が常住している区と同一の区にある場合

**自宅**—従業している場所が自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主とその家族従業者、住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

**自宅外**—自区に従業先がある人で上記の「自宅」以外の場合

**他市区町村で従業**—従業先が常住している区以外にある場合

**市内他区**—従業先が市内の他の区にある場合

**県内他市町村**—従業先が県内の他の市町村にある場合

**他県**—従業先が県外にある場合

なお、他市区町村に従業するということは、その従業地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業しに来るということで、これは、いわゆる従業への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村を、それぞれ従業地とした。また、従業地が外国の場合、便宜上、同一の市区町村とした。

## 流出人口・流入人口

「流出人口」とは、本市に常住し本市以外へ通勤する人口をいい、「流入人口」とは、本市以外に常住し、本市に通勤する人口をいう。

## 昼間就業人口

昼間就業人口（従業地による人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて次式により算出された人口である。

$$A\text{市の昼間就業人口} = A\text{市の常住就業人口} - A\text{市からの流出就業人口} + A\text{市への流入就業人口}$$

## 昼夜間就業人口比率

昼夜間就業人口比率とは、次式により算出され、100 を超えているときは通勤人口の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示している。

$$A\text{市の昼夜間就業人口比率} = (A\text{市の昼間就業人口} / A\text{市の常住就業人口}) \times 100$$

## 就業者

調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人  
なお、収入になる仕事をもっているが、調査週間で、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

## 雇用者(役員を含む)

就業者のうち、調査週間でその人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のものを雇用者及び役員とした。

**雇用者** 会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

**役員** 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

## 職業

職業は、就業者について、調査週間で、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間で「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類した。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によった。

平成 17 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 9 年 12 月改訂）を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので、10 項目の大分類、61 項目の中分類、274 項目の小分類から成っている。

なお、職業大分類は、次のとおりである。

### A 専門的・技術的職業従事者

高度の専門水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

主な職業－科学研究者、情報処理技術者、医師、看護師、保育士、弁護士、教員、宗教家、音楽家など。

### B 管理的職業従事者

専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営、管理に従事するものをいう。

主な職業－議会議員、管理的公務員、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員など。

### C 事務従事者

庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。

主な職業—一般事務員、会計事務員、集金人、運輸事務員、速記者、タイピストなど。

#### D 販売従事者

有体的商品、不動産、有価証券などの売買、売買の仲介・取次・代理などの仕事、保険の代理・募集の仕事、商品の売買・製造・サービス等に関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事など、売買・売買類似の仕事に従事するものをいう。

主な職業—卸売・小売・飲食店主、販売店員、不動産仲介人、保険外交員、自動車セールスマンなど。

#### E サービス職業従事者

個人の家庭における家事・介護サービス、身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

主な職業—家政婦（夫）、ホームヘルパー、美容師、クリーニング師、調理人、アパート管理人など。

#### F 保安職業従事者

国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。

主な職業—自衛官、警察官、看守、消防員、警備員など。

#### G 農林漁業作業者

農作物の栽培、養蚕、家畜、家さん等の飼育の仕事、材木の育成・伐採・搬出、林産物の採取、水産動植物（両せい（棲）類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

主な職業—農業・材木業・林業・漁業作業者など。

#### H 運輸・通信従事者

機関車・電車・自動車・船舶・航空機等の運転・操縦の仕事、通信機の操作、及びその他の関連する仕事に従事するものをいう。

主な職業—電車運転士、バス運転者、船長、航海士、航空機操縦士、無線通信員、郵便外務員、電話交換手など。

#### I 生産工程・労務作業者

機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・制作工程の仕事、定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに他に分類されない運搬・清掃などの労務的作業に従事するものをいう。

主な職業—窯業・土石製品・金属材料・化学製品等製造作業者、食料品製造作業者、製糸・紡織作業者、印刷・製本作業者、建設作業者、採掘作業者、清掃員など。

#### J 分類不能の職業

主に調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合または記入不詳で分類し得ないものをいう。

## 産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成 17 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので 19 項目の大分類、80 項目の中分類、228 項目の小分類から成っている。

なお、職業大分類は、次のとおりである。

A 農業、B 林業、C 漁業、D 鉱業、E 建設業、F 製造業、G 電気・ガス・熱供給・水道業、H 情報通信業、I 運輸業、J 卸売・小売業、K 金融・保険業、L 不動産業、M 飲食店、宿泊業、N 医療、福祉、O 教育、学習支援業、P 複合サービス事業、

Q サービス業(他に分類されないもの)、R 公務(他に分類されないもの)

## 利 用 上 の 注 意

- 1 統計表中の内訳数値は、表章単位未満を四捨五入しているため、その合計は総数と必ずしも一致しない。
- 2 統計表中の記号については、以下のとおりである。
  - (1) 「0.0」(「-0.0」) 単位未満
  - (2) 「－」 該当数値のないもの